

# 福 井 県

## 「(仮称) 福井県水源涵養<sup>かん</sup>地域保全条例(案)」に関する 県民パブリックコメントの募集

平成25年1月7日  
福井県農林水産部森づくり課

他県において明らかになった外国資本等による山林買収問題に対し、ふるさとの山林と水源を守るため、昨年4月から本県独自の要綱に基づき、山林売買を事前に把握し不適正な利用を抑止する監視をはじめています。

さらに、効果的な監視システムを構築するため、外部有識者による検討委員会を設けて検討を進めてきましたが、このたび条例案の概要がまとまりましたので、次により、広く県民の皆様のご意見を募集(パブリックコメント)いたします。

### 【意見募集要領】

- 意見募集案件  
「(仮称) 福井県水源涵養<sup>かん</sup>地域保全条例(案)」について
- 参考資料の名称  
「(仮称) 福井県水源涵養<sup>かん</sup>地域保全条例(案)の概要」  
「(仮称) 福井県水源涵養<sup>かん</sup>地域保全条例(案)」
- 参考資料の入手方法  
県のホームページ(<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/moridukurika/index.html>)  
でダウンロードできるほか、県庁1階の県政情報センターおよび各合同庁舎の地区県政情報コーナーで閲覧できます。
- 意見の提出先  
福井県 農林水産部 森づくり課 森林計画・管理グループ
- 意見の提出方法  
住所、氏名、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で送付してください。なお、差し支えない範囲で、年齢、職業、所属団体名なども記載してください。

【郵便の場合】 〒910-8580 (住所記入不要)  
福井県 農林水産部 森づくり課

【FAXの場合】 0776-20-0655

【E-mailの場合】 [mori@pref.fukui.lg.jp](mailto:mori@pref.fukui.lg.jp)

6 意見の提出期限

平成25年1月20日(日)必着

7 その他

いただいたご意見は、取りまとめた上で、県の考え方とともに公表いたします。

また、住所、氏名、電話番号、年齢、職業、所属団体名、メールアドレス等の個人情報は公表いたしません。

なお、ご意見に対する個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

【お問い合わせ先】

福井県 農林水産部 森づくり課

(電話番号 0776-20-0443)

---